

平成23年度第1回岡山県障害者施策推進協議会 議事概要

(開催要領)

- 1 開催日時 平成23年10月28日(金) 14:00～16:00
- 2 場所 ピュアリティまきび 2階孔雀の間
- 3 出席委員名 (計13名、敬称略)
綾部 小百合、小田 眞弓、片岡 美佐子、岸 堅士、小池 将文、坂本 啓治、
徳弘 昭博、永井 美代子、中島 洋子、(代理)永田 大、(代理)高田典洪、
森脇 久紀、(代理)平松 卓雄
(※岸堅士委員、宗高弘子委員 欠席)

(議事次第)

1 開会

2 部長挨拶要旨

本日は大変にお忙しい中、第1回の障害者施策推進協議会にお越しいただき、誠にありがとうございます。今、国においては、障害者自立支援法を新たな法律に変えようという動きが出ており、仮称でございますが、障害者総合福祉法の制定が検討されているところです。先般、障害者総合福祉法の制定に向けた提言がなされたところですが、この提言をもとに厚生労働省において作業を進めていくこととなっています。こういった大変に大きな動きがある段階ではございますが、本日、主に御審議いただきたい事項は、現在の障害者自立支援法に基づく第3期岡山県障害福祉計画についてでございます。国の新たな法制化の動きと並行して、現在の法律に基づく計画を策定するというところでございます。国からの取扱いに係る正式決定は来ていないのですが、基本的には第2期の大きな方向性は変わらないと伺っています。具体的なことはまだ示されていませんが、県内の市町村に対しては前回の考え方を踏襲しながら準備を進めていただきたいとお示ししているところです。そういう状況のもとではございますが、御意見を伺いながら作成作業を進めていきたいと考えております。このため、第2期の計画の進捗状況につきましても、提出させていただこうと考えております。そういったことを踏まえながら、進めさせていただきますので、忌憚のない御意見をいただければ幸いです。本日はよろしく申し上げます。

3 議事概要

<議題1>障害者制度改革の状況について

◆会長

本年度中に障害者自立支援法に基づく第3期岡山県障害福祉計画を策定するとのこととでございます。障害のある人に係る計画としては、障害者基本法に基づく障害者計画がございしますが、このほかにも県の総合計画にも福祉の分野の計画がございしますが、

さらに障害者自立支援法に基づく計画もございますので、計画づくりに追われているような感じもなきにしもあらずなのですが、障害者基本法に基づく計画は障害のある人に関する施策の方針を定めるものですし、今回策定しようとしているのは、自立支援法に基づく計画ということになります。方針に基づいた事業計画ないしは実施計画となるものでございます。ということでかなり具体的に数値も入れたものを策定していく必要がありますし、そういうものを入れていくためには、市町村においてニーズ把握をしてもらい、判定した上で、どういう施策を進めていくかということを見定めていくという計画になろうかと思えます。期間的にも11月になろうかというときに、スタートするというのでそう時間があるわけではございません。国の方針も定まらない中で作っていくという作業になると思うので、いろいろと消化不良の部分もあると思えますが、進めていきたいと思えます。それでは議題1の障害者制度改革の状況について御説明いただきたいと思えます。

◇古南障害福祉課長

(資料1に基づき説明)

◆会長

障害者制度のあり方について大きな論争になり、選挙の争点にもなったところですが、その中で民主党においても内閣府の中に会議を設けて、議論を進め、障害者自立支援法の改正、障害者総合福祉法の提言がなされたところです。こういう中で大震災が起きて、膨大な復旧費用を必要としている中、新制度の財源負担をどうするかという問題もあり、先が読めない状況ではありますが、ただいまの説明につきまして、何か御質問がありましたらお願いします。また、委員から資料提出のあった精神障害者を取り巻く現状と課題について、障害者問題の大きなテーマの一つが精神障害者への対応であるわけですが、これについて、提出委員から御説明願います。

◆委員

日本では精神病院への社会的入院者が他国に例を見ないほど多いという状況があります。なぜ入院者が多いのか、包括的な地域移行プログラムや地域への移行支援体制を地域で考えていかなければならないと思えます。例えば、「ゆう」のような短期間入所できる施設がもっとあれば、入院患者はもっと減るのではないかと思えます。このことを御検討いただければと思えます。

◆会長

精神病院への入院患者の入院期間が長期化しており、このような方々がどのようにして地域の中で暮らしていくかということが大きな課題となっています。方向としては、できるだけ精神病院の中で過ごすのではなく、地域の中で暮らせるようにということでの方向であり、精神病の医療もかなり進んできているので、障害者にもっとも地域でということ、それに必要な受け皿が十分には整備されていない。そのことが総合福祉法の中でどれだけ取り込めていけるかということが課題になると思いま

す。そのほかに何かありますか。

◆委員

障害者自立支援法ができて、障害のある当事者の人たちが異議を唱えて、これでは暮らしていけないということで、具体的な事例をもって、声を上げていった。その結果が、障害者権利条約に基づく権利の保障ということであったということに大事にしながら、また、最後まで戦いましたので、裁判で出された合意の内容を踏まえて、見直しが進んでいると思います。国はもちろんのこと県の支援施策でも先取りのような形ででも配慮していただきたいと思います。骨格提言はまだ骨格の段階ですので、検討はまだこれからであると思いますが、県の制度で言いますと、医療費の公費負担制度が有料化された問題で、これも自立支援法により福祉サービスが有料化されたことに伴い、県の制度も有料化されたと私は理解しており、提言において、様々な医療費公費負担制度（地方単独事業を含む。）に基づく負担軽減の仕組みを総合的に検討することが必要とされていることから、県としてどのように検討を進めていくのか、どのようなスケジュールで進んでいくのか、具体的な考えがあれば、教えていただきたいと思います。

◇古南障害福祉課長

骨格提言の中にも医療の部分についての記載があり、障害のある方に対する医療費については、市町村単独医療費制度も含め、錯綜して入り組んでいるので、総合的に検討を進めていく必要があることが、骨格提言の中に示されています。県としましても、地域でばらばらになっている状況を是正するため、制度のあり方について国において検討していただくことを促しているところです。今回、提言の中に盛り込まれていることも踏まえて、国の検討方法についての、県の考え方をまとめていかなければならないと考えています。

◆会長

公費負担医療の問題は大きな問題で、結局、保険の自己負担分を公費で見るという仕組みをいろんな形で行っており、県などの自治体の単独事業でやっている場合もあったり、高額医療費制度などの保険の中でどこまでカバーすべきかということと、さらにできないところを政策的にどこまでやるのかということについて、いろいろな議論があると思いますが、できるだけ、医療費の面で大変な負担を抱えておられる方がおられるので、総合福祉法と医療保険制度との兼ね合いを踏まえながら、検討を進めたいと思います。そのほかに何かありますか。

◆委員

社会的入院の中に医療保護入院が大変に多い現状があります。地域に移行する仕組みをどうするかについて教えてください。

◇健康推進課上野副課長

これから仕組みづくりをどうするかということを検討していこうとしている段階です。

◆会長

医療保護入院が多いということについて、医療保護入院とはどのような制度で、それが多いか少ないとかという点について説明をお願いします。

◇健康推進課上野副課長

医療保護入院とは、医療及び保護のために入院の必要性があり、任意入院が行われる状態にない判定される状況において、保護者の同意に基づいて入院させ、医療及び保護を行う制度として法律で決まっております。医療保護入院者数は、平成20年に2444人、平成21年に1015人という状況になっています。

◆委員

医療保護入院は保護者の同意による入院であり、本人は何とも思っていないが、実際には病状が進んでいる場合に、保護者が入院に関わる決定に加わるわけですが、家族の方が入院してもらいたいことを希望されるために長期化しやすくなる傾向もあり、社会的入院につながりやすい要因はあります。任意でもなく、措置でもないが、入院して早く治療した方が、本人にとって良い場合もあるので、この制度の意味はあると考えています。良くなった方については、家族に頼らなくても退院できるような社会的な受け入れの仕組みができれば、退院しやすくなりますが、医療保護入院の制度そのものの意義はあると考えています。

◆会長

精神障害のある人の地域移行の問題はこれから作ろうとする計画の中で、検討を進めていきたいと思えます。

<議題2>第2期岡山県障害福祉計画の実績について

◆会長

それでは議題2の第2期岡山県障害福祉計画の実績について御説明願います。

◇障害福祉課迫田副参事

(資料2に基づき説明)

◆会長

実績をどう評価するかというのは難しいのですが、就労継続支援A型の伸びが顕著なのですが、これはどのようなサービスなのか。

◇古南障害福祉課長

一般就労に向けた支援を受けながら、雇用契約に基づいて雇用され、原則的に最低

賃金を保証された形での働き方です。比較的利用しやすいサービスであることから人気があるのではないかと思います。

◆会長

どの障害種別の方も利用できるのですか。障害種別の限定はあるのですか。

◇古南障害福祉課長

障害種別による限定はありません。

◆委員

実績の中で精査をお願いしたい部分があるのですが、数字はまだ確定したものではないということですね。

◆会長

この数字はまだ暫定的なものであり、これから精査を進めるということです。第2期計画の実績については、精査中又は直近の状況を調査中ということですので、次回の素案作成時、どうしても間に合わないものについては、3回目の最終案作成時には報告してもらおうということでしょうか。

(異議なし)

◆会長

それでは、そのように進めていくこととします。

<議題3>第3期岡山県障害福祉計画（仮称）の策定方針について（素案）

◆会長

それでは議題3の第3期岡山県障害福祉計画（仮称）の策定方針について（素案）について事務局から御説明願います。

◇古南障害福祉課長

（資料3の国資料に基づき、障害者自立支援法等の改正等について説明）

◆会長

今のところは分かりましたでしょうか。障害児支援につきましては、これまで障害者自立支援法により対応していた部分が児童福祉法へ移行するということであり、具体的には児童デイサービスが障害者自立支援法からは外されるということです。そこで事務局へ質問ですが、児童福祉法により提供するサービスは、この第3期障害福祉計画ではどのように取扱うのですか。外れることになるのですか。

◇古南障害福祉課長

児童福祉法に基づく障害児へのサービス提供に関する部分はこの計画からは外れることとなります。

◆会長

それでは、障害児を対象とした計画は別途作成するのですか。

◇古南障害福祉課長

児童福祉法においては、サービス提供等に関する計画策定の規定がないため、別途作成するということはありません。

◆会長

計画には盛り込まないとしても、この協議会で議論することか可能ですか。

◇古南障害福祉課長

障害のある子どもへの支援の強化ということは、法改正に当たっての重要な考え方なので、御意見をいただければと思います。

◆会長

そのほかに何かありますか。

◆委員

同行援護サービスが新たに盛り込まれましたが、どういう人が対象になるのですか。視野に障害のある人や、障害者手帳を持たない人も含まれるのですか。それと要望ですが、同行援護に従事する人に研修を受けていただいて、十分な力を身に付けていただきたいと思います。是非とも研修受講を義務付けて欲しいと思います。

◇障害福祉課原総括参事

利用を希望する人はアセスメントを受けて判定を受けることとなります。10月1日にスタートしたばかりで、まだ十分な制度の周知が図られていない面もありますが、市町村へは適切な運用を行うよう申し上げているところです。視覚障害のある人の移動支援を充実させるため、事業者が参入するためのハードルはかなり低く設定されていますが、従事者の研修要件は盛り込まれています。

◆委員

サービスを利用する際にアセスメントを受けることになるのですか。

◇障害福祉課原総括参事

アセスメントシートで評価するようになります。重度の障害のある方の場合、手帳を持って行けば、ある程度評価できると思います。

◆会長

それでは説明を続けてください。

◇古南障害福祉課長

(資料4の国資料に基づき、障害福祉計画について説明)

(資料5の策定方針(素案)に基づき、県の策定方針(素案)について説明)

◆会長

計画の中で発達障害のある人の推移を書き込むためのデータはありますか。

◇古南障害福祉課長

実数の把握はできませんが、傾向は示せると思います。

◆委員

4月に県と自閉症協会が合同で、発達障害のある人を対象としたアンケート調査を実施していると思いますが、この結果も計画作成に役立てることはできませんか。

◇古南障害福祉課長

調査結果を抜粋して参考資料として添付しようと考えています。

◆委員

精神科病院からの退院の目標を定めようとしているが、実際に病院に入院している患者にはそのような目標があることすら分かりません。そういう患者はいっぱいいます。患者は何も知らされていないのです。やはり病院への指導が必要であると思うのですが、そのあたりのことをどのように考えていますか。

◇健康推進課安東総括参事

県においては目標を設定するとともに、病院への周知を図っていきます。

◆委員

施策の充実を図るような提案や意見を積極的に述べてもらいたいと思います。市町村がサービスの充実を目指したとしても、サービス提供事業所がなくて、実際にはサービスを提供できないということもあります。県の役割についても内容を充実させて欲しい。広域的なことは県でやるというだけでは今までどおりのことを繰り返しているに過ぎないと思います。

◆委員

災害時の要援護者に対する支援計画をしっかりと定めていただきたいと思います。東日本大震災での体験談においても、災害時の支援マニュアルをしっかりと作っておかないと聞きました。

◇保健福祉部森次長

災害への対応については、危機管理課を中心に全庁を上げて取り組んでいます。個人情報への配慮が必要なこともありますので、市町村においては市報や市民だよりなどを活用しながら、各種情報の提供を積極的に行っています。

◆委員

障害のある人への支援を進めていくためには、障害のある人が組織に所属することが大事であると思います。また、市町村のみでなく、県の方でも障害のある人への情報提供を進めていただきたいと思います。

◆会長

あまりにも個人情報への配慮ということが重視されるようになったために、障害のある人の状況がつかみにくくなっていますが、地域の中で何かがあったときに対応できるようなネットワークづくりが重要です。第3期障害福祉計画の策定方針（案）については、当面、この方針で作業を進め、次回の素案の内容を見て委員の皆様の御意見を伺うということではいかがでしょうか。

（異議なし）

◆会長

それでは、そのように進めていくこととします。

4 報告概要等

<報告1>岡山県障害者施策推進協議会条例の改正について

<報告2>岡山県自立支援協議会について

<その他>第3期岡山県障害福祉計画（仮称）スケジュール（素案）について

◆会長

それでは報告事項及びその他につきまして、事務局から説明願います。

◆障害福祉課山本総括参事

（資料6に基づき、岡山県障害者施策推進協議会条例の改正について説明）

（資料7に基づき、岡山県自立支援協議会の設置について説明）

（資料8に基づき、第3期岡山県障害福祉計画策定スケジュール（素案）について説明）

◆会長

ただいまの説明について、何か御意見はありますか。

（特に意見なし）

◆会長

その他、何か御意見、御質問がありましたら、御発言願います。

(特に意見なし)

◆会長

それでは、以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。熱心に御議論いただきまして、ありがとうございました。今後、本協議会が中心になって、第3期岡山県障害福祉計画の策定を進めていくこととなりますが、県事務局においては、本日、各委員から出されました御提言等を十分踏まえながら、取り組んでもらいたいと思います。以上をもちまして、平成23年度第1回岡山県障害者施策推進協議会を閉会いたします。事務局から連絡事項などはありますか。

◇障害福祉課山本総括参事

小池会長、議事進行いただき、ありがとうございました。次回、第2回協議会は、12月16日(金)午後2時から、このピュアリティまきび内の会議室にて、開催を予定しております。おって開催案内等を送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。委員の皆様、本日は長時間にわたり、ありがとうございました。